名古屋市監査委員規程第5号

監査専門委員の設置等に関する規程を次のとおり定める。

令和7年3月28日

名古屋市監査委員松 井 よしのり同森 ともお同小 林 史 郎同小 川 令 持

監査専門委員の設置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 200条の 2 の規定 に基づく監査専門委員の設置等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 専門性の高い事項に対応するため、必要に応じ、監査委員に監査専門 委員を置く。

(所掌事務)

第3条 監査専門委員は、監査委員が委託する事項(以下「委託事項」という。)について調査し、監査委員に報告する。

(任期)

第4条 監査専門委員の任期は、選任された日から代表監査委員の指定する日までとする。

2 代表監査委員は、監査専門委員が第7条に違反した場合その他特別の事由 があると認めるときは、前項の任期途中においても、監査専門委員を解任す ることができる。

(調査の委託)

- 第5条 監査専門委員へ委託する場合は、委託事項を監査委員から監査専門委員へ書面にて通知する。
- 2 第3条の規定に基づく報告は、書面によるものとする。

(報酬の支給対象業務等)

第6条 報酬の支給対象業務等は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 監査専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、監査専門委員について必要な事項は、 監査事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。